# 令和元年 8 月台風第 10 号の波浪による直轄海岸保全施設の災害復旧の実施について 

～直轄海岸災害復旧事業が採択されました～

直轄高知海岸では，令和元年8月台風第10号の波浪により被害を受けた直轄海岸保全施設について，直轄海岸災害復旧事業が採択されました。

これにより，南国エ区，長浜エ区，戸原エ区について，沈下•散乱した消波ブロック等の復旧を，今後実施します。

■直轄海岸災害復旧事業費（高知海岸）

$$
\begin{array}{ll}
\text { 全体額 } & \text { 約196百万円 (決定額) } \\
\text { 内 } & \text { 約 } 98 \text { 百万円 (令和元年度所要額) }
\end{array}
$$

本施策は，四国圏広域地方計画【No． 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災カ向上プロジェクト】の取組に該当します。

## 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所電話 08 8－833－0111（代表）

○副所長
閊林 福好（内線204）
工務課長 中がが雅登（内線 311 ）

## 直轄高知海岸の被災状況（令和元年8月台風第10号）



## 直轄高知海岸の波浪等の状況（令和元年8月台風第10号）

台風第10号の波浪により，高知市東諸木地区，長浜地区，浦戸地区，南国市丸山地区 において，越波が発生し，水防団による巡視や，高知県による県道春野赤岡線の通行止 め，越波対策として大型土のうが設置されました。


台風第10号による越波状況


